

支給決定年月日

事業主様においてご確認をお願いします。

平成23年3月31日以前にある

判定基礎期間(支給対象期)の初日が
平成16年8月1日～平成23年3月31日の間にありますか？

はい

追加支給は発生しません

いいえ

当時の支給申請書類、助成額算定書、支給決定通知書をお持ちですか？

はい

はい

当時の支給決定金額を算出するための
他の関係書類をなにかお持ちですか？

いいえ

いいえ

追加支給の対象となることが確認できません。
書類一覧を再度ご確認ください、書類例に類するものがないか改めてご確認ください

追加支給計算にて試算した結果、追加支給対象になりましたか？

追加支給の対象となる可能性がありますので、**最寄りの労働局のホームページ**にてお申し出の受付開始時期を確認の上で書類をご持参ください。

都道府県労働局において確認を行います。

平成23年4月1日～平成31年3月17日までにある

現在、支給決定処理を行った各都道府県労働局において、過去の支給決定について追加支給の対象となるかどうか確認を行っておりますので、事業主様から特段の申し出などは不要となります。

確認の結果、**追加支給の対象となった方には各都道府県労働局から追加支給が生じたことの「お知らせ」を順次発送致します**ので、しばらくお待ちください。

なお、「お知らせ」の発送状況などについて、4月以降、順次各都道府県労働局のホームページ上でお知らせ致します。

【補足説明】

※「支給決定年月日」とは？

事業主様からは判定基礎期間ごとに支給申請を行っていただいておりますが、その判定基礎期間ごとに支給決定通知書を労働局から通知しております。その通知書の右上に記載されている年月日をいいます。

なお、事業主様において「支給決定通知書」の保管がない場合、支払いが行われた事実を確認できる書類（預金通称の写し等）から時期を定め一端フロー図を進んで行ってみてください。

※「判定基礎期間」とは？

休業又は教育訓練を実施する単位期間であり、毎月の賃金の締め切り日の翌日から、その次の締め切り日までの期間をいいます。

※「支給対象期」とは？

出向を実施する期間をいい、1支給対象期は6か月単位の期間をいいます。